

低入札価格調査制度の一部改正について

令和元年9月18日
砺波市企画総務部財政課

砺波市低入札価格調査制度要領の一部改正

建設工事における低入札調査基準価格に係る国・県の算定方式が見直されたことに伴い、本市においても同様の見直しを行うこととし、調査基準価格における設定範囲の上限を予定価格の10分の9から10分の9.2へ、下限を10分の7から10分の7.5へ引き上げるものです。

【施行（適用）期日】令和元年10月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用します。

(1) 調査基準価格の見直し

- ・調査基準価格の範囲の上限を予定価格の10分の9から10分の9.2に、下限を10分の7から10分の7.5に改める。

現行	改正後
<ul style="list-style-type: none">・調査基準価格の算出 =直接工事費×97%+ 共通仮設費×90%+ 現場管理費×90%+ 一般管理費×55%・調査基準価格の範囲=予定価格の10分の9から10分の7	<ul style="list-style-type: none">・調査基準価格の算出 =直接工事費×97%+ 共通仮設費×90%+ 現場管理費×90%+ 一般管理費等×55%・調査基準価格の範囲=予定価格の10分の9.2から10分の7.5